未来くん杯第17回全国中学生空手道選抜大会山形県予選会 審判・監督会議資料

1. 遵守事項

(1) 共通事項

- ①競技規定については実施要項のとおりとする。
- ②本予選会は「山形県空手道連盟 感染拡大防止ガイドライン」に沿って運用し、実施 要項「17.新型コロナウイルス感染症対策について」を承諾したうえで参加することとする。
- ③審判・監督会議は事前に本書面の配布のみにより実施する。監督は入場後、大会本部 に棄権する選手を報告すること。
- ④開会式、閉会式は密を避けるため実施せず、競技の開始は審判長の開始の発声のみに する。
- ⑤整列する際は1m以上離れて並んでください。
- ⑥ゴミは各自お持ち帰りください。
- (2) 審判員 ※会場の寒さ対策として、長袖のワイシャツでも良い。
- ①不織布マスク、フェイスシールド、手袋を装着して審判を行うこと。不織布マスク、フェイスシールドは各自準備すること。(主催者では準備しない)
- ②笛は使用せず、電子ホイッスルで代用する。判定時の合図は監査が行う。
- ③形競技において、感染予防のため審判員席は所定の位置より 1 m離れた場所に設定する。
- ④競技中、指定された席を必要以上に離れないこと。審判シューズでは土足厳禁とする。

(3)選手

- ①コートへの入退場時、整列時は不織布マスクを着用し、隣の選手及び前の選手との距離は1m以上間隔を空けて整列すること。
- ②形名の呼称や気合い等を発声する際は、大声での過度な発声を禁止する。
- ③組手競技においてマウスシールドが外れた場合は、直ちに主審が「止め」をかけるので付け直すこと。
- ④選手同士及び監督との握手、ハイタッチ、ハグ、出迎え、送り出しは行わないこと。
- ⑤更衣室は女子のみの利用とし、ロッカー、シャワーは利用不可とする。ヘアセットは 入場前に行うこと(更衣室内は飲食禁止)。
- ⑥安全具やタオル等の使い回しを禁止する。

(4) 監督

- ①監督はあらかじめ届出があった者(4名以内)とし、役員及び審判と兼ねることはできない(未成年者は認めない)。また、監督の人数が参加選手数を超えてはならない。監督にはIDカードを貸与し管理を行う。IDカードの不正利用があった場合は当該選手だけでなく、当該団体全選手の出場を認めない。
- ②監督席では大きな声での過度な発声を禁止する。
- ③監督は空手着を着用しなくてもよいが、監督としてふさわしい服装とすること。また、 県連指定の腕章を装着すること。IDカードは見えるところに装着すること。
- ④監督は予選会が円滑に進行するよう、当該所属団体の一般入場者に取決め事項やマナー等を遵守するよう呼び掛け、協力いただくよう要請をすること。
- ⑤異議申し立て

競技規定組手競技第11条並びに形競技第7条について本予選会は以下のとおり申し合わせる。

- ・判定について審判団に異議申し立てはできない。
- ・審判の手続きに規定違反があった場合の、監督は挙手のうえ口頭でコート主任に 異議を申し立てること。

- ・異議申し立ては、手続き違反があった時に即行うこととし、次の試合に入った場合は受け付けない。
- (5) 一般入場者 ※リストバンドを付与するので見える位置へ表示すること。
- ①選手1名につき1名とする(予定)。但し、家族最大2名までとする。
- ②応援は拍手のみとする (観客席でのみビデオ撮影可、試合会場では撮影不可)。
- ③事前に申請のあった者のみ入場を可能とする。
- ④「山形県空手道連盟 感染拡大防止ガイドライン」及び本大会実施要項を熟読のうえ、 円滑に進行するようご協力ください。

2. 競技について (実施要項記載以外)

(1) 形競技

- ①得意形以外は全て2人制で行う。
- ②2人制では時間短縮のため、コートのコーナー部からの斜め入りとする。
- ③連続して試合を行う場合のインターバルは1分間とし、赤と青が入れ替わる場合は帯を交換してから1分間とする。
- ④2022 年4月1日に改訂された「形ガイドライン」(審委 2022-02号)を採用する。

(2)組手競技

- ①10カウントルールは採用しない。
- ②メンホーにマウスシールドを装着することを義務付ける。
- ③連続して試合を行う場合のインターバルは1分30秒とし、赤と青が入れ替わる場合は防具等を交換してから計測する。

(3)審判員実施事項

- ①組手競技において、マウスシールドが外れた場合は直ちに主審が「止め」をかけ、付け直させてから再開すること。
- ②2022年4月1日に改訂された「わかれて一つづけて」と「不活動」を採用する。
- ③審判員は同じ団体に所属する選手の審判はできない。但し、審判員に不足が生じた場合は、審判長又はコート主任の判断により、審判団に編成することがある。

3. 質疑について

- (1) 当日は従来の審判会議、監督会議は実施しないため、上記の内容について質疑が生じた場合は、別紙「質疑申込書」に質疑内容を記載し、担当者へ期日までメールで送付すること。後日、質疑内容とその回答を通達する(ホームページ掲載)。
- (2) 質疑申込書の提出について

【提出期限】 令和4年10月10日(月)

【提出先】 梁瀬伸祐 宛 メールアドレス s. yanack@poppy. ocn. ne. jp